

第13回滋賀CBT研修会

精神科における診断と治療

～精神科医は治療効果を上げるために、何に基づき、
どう見立て、どう処方するのか～

2018年1月13日(土) 13:00～18:00 (開場12:30)

『診断』とは、患者さんと治療を結びつける手段のことである。患者さんを目の前にするとき、我々は種々の情報から、どの治療法が回復につながるのかを判断する。

その際、いままでの患者さんと比較してどこが似ているかを判断し、かつてうまくいったことを適用するプロセスが重要である。

患者AさんとBさんに共通する要素 a が、治療選択において大切な情報かはいままでの分類と蓄積で分かる。「Aさんには X が効いたが、Bさんには効かなかった」ならば、治療選択において a は無意味な情報であるし、AさんとBさんを同じ分類にしても仕方がない。

例えば、ある不登校の児童Cさんには認知行動療法が有効であったが、別の不登校の児童Dさんには認知行動療法はあまり効果が無かったとしよう（こういうことはよくある）。

この場合、不登校という分類は治療上無意味で、Aさんは社交不安症でBさんは統合失調症などと異なる分類として考えたとき、はじめて治療上の意義が出てくる。

すなわち診断基準とは、過去の膨大な量の患者さんを解析し、その治療選択において意味をなす分類を提示したものである。

DSMは既に第5版が出版され、ICDは間もなく第11版が出版されようとしている。年月が経てばますます知見は蓄積され、洗練された診断基準が発達するだろう。

治療者として私達は患者さんに対して、薬物療法が良いのか、認知行動療法が良いのか、更にはどのような薬物/技法がより適切なのかを判断しなくてはならない。

これが正に診断である。正しい診断がなければ、正しい治療の実践がありえないことは言うまでもない。

講師 稲垣 貴彦先生 滋賀県立精神医療センター 滋賀医科大学精神医学講座

内容 本ワークショップでは、第一部で、①診断とは何か、②治療に結びつけるための診断の手法、③診断を間違える時、についてワークを盛り込みながら提示する。第二部では、気分障害や不安障害の治療ガイドラインについて伝え、ガイドライン逸脱の弊害についても述べることにする。

場所 彦根商工会議所 Aホール (滋賀県彦根市中央町3-8 Tel:0749-22-4551)
JR彦根駅から徒歩10分、彦根ICより車で10分、無料駐車場あり

対象 医療・保健・福祉・産業・教育・司法の有職専門家 **定員** 80名

参加費 8,000円 (入金期限1月20日まで) 託児ご利用の方は50%OFF

▶ **申込・詳細** 下記アドレスからホームページに進み、必要事項を記入の上お申し込みください。
参加費の入金をもって受付完了となります。定員になり次第、受付を終了します。

ホームページ <http://studygroup.cbtcenter.jp/p/>

問合せ・事務局 一般社団法人CBTを学ぶ会 study@cbtcenter.jp

主催：一般社団法人CBTを学ぶ会 **協賛**：CBTセンター **後援**：滋賀医科大学精神医学講座